

## 匝瑳市と株式会社カスミとの包括連携協力に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と、株式会社カスミ（以下「乙」という。）は包括連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、誰もが健康で幸せに暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

### （信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定に定める条項を履行するものとする。

### （連携協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。なお、当該各号の具体的な内容は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 買い物支援に関すること。
- (3) 高齢者の見守りに関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 青少年の健全育成及び教育の推進並びにスポーツの振興に関すること。
- (6) 防災及び防犯に関すること。
- (7) 地域の活性化及び産業の振興に関すること。
- (8) 環境保全その他の持続可能なまちづくりに関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、保健福祉の推進及び市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙は適宜協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

### （協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から、令和4年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月14日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市

匝瑳市長 太田 安規

乙 茨城県つくば市西大橋599番地1

株式会社カスミ

代表取締役社長 山本 慎一郎